

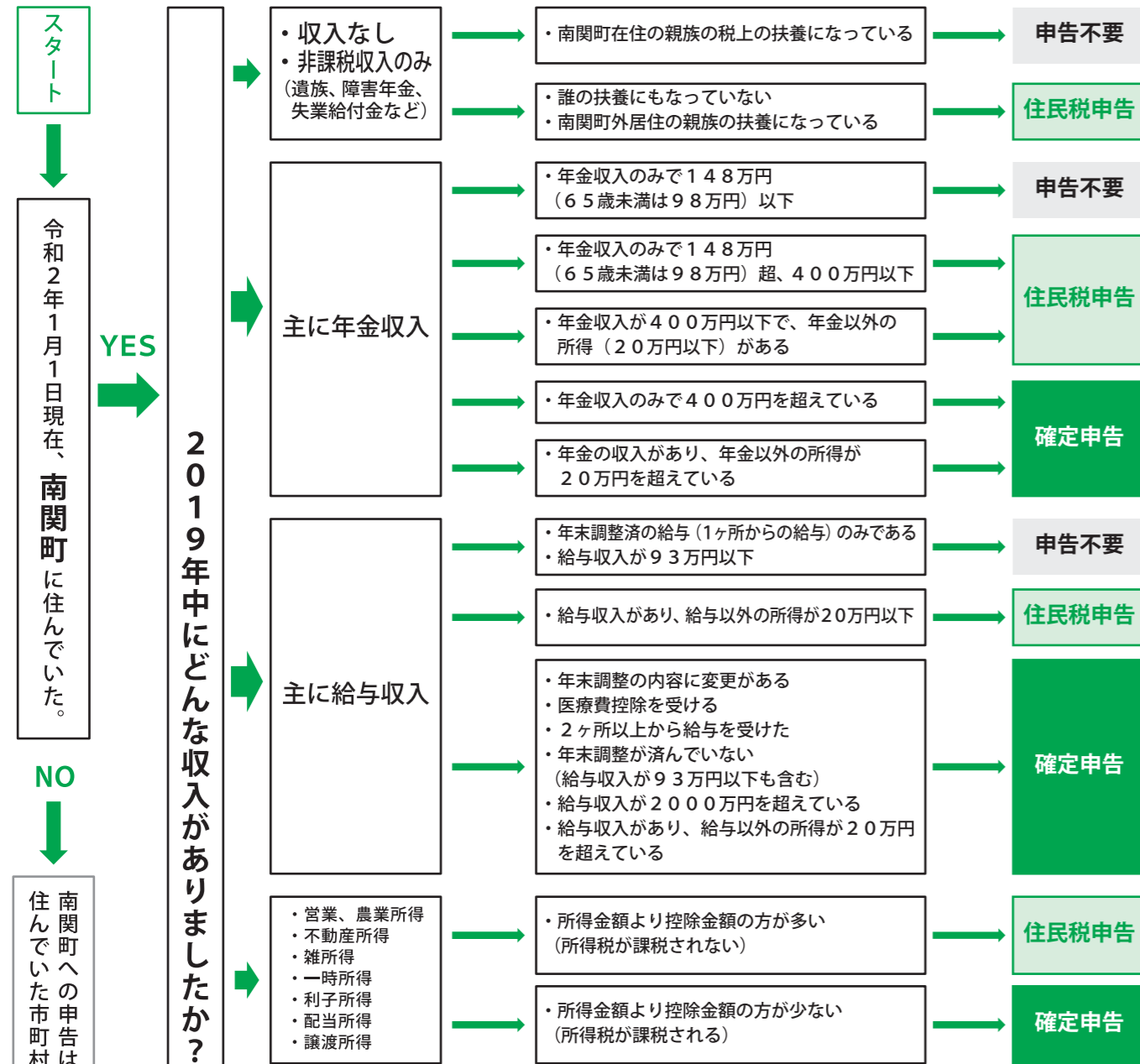
申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。あなたも申告が必要かどうか判断してみませんか？

- ・申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。
- ・年齢は令和2年1月1日現在でお考えください。
- ・特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。ご不明点はお問い合わせ下さい。

※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。

所得税の還付を受けるためには申告フローチャートに関わらず必ず確定申告が必要です。



・青色申告をされる人
 ・海外での収入がある人
 ・2019年中に住宅を増改築した、中古住宅を購入した、新築をして特例適用の対象である人
 ・先物取引を行った人
 ・譲渡所得があり特例適用の対象である人
※以上の方は玉名税務署にて確定申告を行ってください。

町県民税申告書等の提出時の番号法に基づく本人確認について

申告書等に個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認が必要です。以下の本人確認書類などを必ず持参してください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本人が申告書等を提出する場合

- ①本人の個人番号確認: 次のいずれか1点**
個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し
- ②本人確認: 次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上**
※いずれも氏名/生年月日又は氏名/住所が記載された本人のものであること。
個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類(例: 税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票)

代理人が申告書等を提出する場合

※「代理人」には、親族を含みます。

- ①本人の個人番号確認: 次のいずれか1点**
※写し可
個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し
- ②代理人の本人確認**
「本人が申告書等を提出する場合」の「②本人確認」と同様
- ③代理権の確認: 次のいずれか1点**
 - ・委任状又は税務代理権限証書の原本
 - ・本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類)の写し

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除の提出書類

平成29年分以降の確定申告における医療費控除を受ける場合の手続

- 必要な書類
 - ①医療保険者等が発行した医療費通知書
 - ②医療費控除の明細書

医療費等の領収書(医療費通知に係るものを除く。)について、提出または提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告については従来どおり、医療費等の領収書の添付または提示が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。玉名税務署にお尋ねください。

玉名税務署(0968-72-2125)※自動音声案内に従って「0」を選択してください。